

報告第14号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第2項の規定により，議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分したので報告する。

令和2年9月2日

調布市長 長友貴樹

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和 2 年 8 月 2 4 日

調布市長 長 友 貴 樹

市は、庁用車の接触により人身及び物件に損害を与えた事故について、次のとおり和解し、当該事故に係る損害賠償の額を決定する。

- 1 和解及び損害賠償の相手方 府中市在住者
- 2 和解の要旨 別紙和解条項による。
- 3 損害賠償の額 640,047円

和 解 条 項

- 1 市は、相手方に対し、本件事故による人身に係る損害賠償の額として、相手方の損害金 596,815 円の支払義務のあることを認める。
- 2 市は、相手方に対し、本件事故による物件に係る損害賠償の額として、相手方の損害金 48,036 円のうち、過失割合 9 割に相当する金 43,232 円の支払義務のあることを認める。
- 3 相手方は、市に対し、本件事故による物件に係る損害賠償の額として、市の損害金 76,505 円のうち、過失割合 1 割に相当する金 7,651 円の支払義務のあることを認める。
- 4 市及び相手方のそれぞれ支払うべき損害賠償の額を相殺し、市は、相手方に対し、金 632,396 円を支払う。
- 5 市と相手方との間には、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務関係のないことを相互に確認する。